○法務省告示第四百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月五日　法務大臣　金田勝年

第一号の表中「金属加工」の下に「、機械加工」を加える。

○法務省告示第四百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月五日　法務大臣　金田勝年

第二号の表株式会社東洋化学の項、ツキオカフイルム製薬株式会社の項、株式会社昭和工業所の項、株式会社ソトーの項、エース産業株式会社の項、株式会社ニッセイの項、東海鋼材工業株式会社の項、ヤバシ石材工事株式会社の項、有限会社古桐ダイカストの項、清水工業株式会社の項及び岩田光学工業株式会社の項を削る。

第三号中「平成二十五年八月二十二日」を「平成二十八年八月二十二日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年八月二十二日から施行する。

○法務省告示第四百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月五日　法務大臣　金田勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社シェフォーレ	十千葉県八千代市上高野千三百五十五番地三一	菓子製造

○法務省告示第四百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月五日　法務大臣　金田勝年

第二号イの表信越明星株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

信越明星株式会社	長野県上田市秋和九百四十二番地	製麺

○外務省告示第三百十八号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十八年外務省告示第二百九十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号、第一九八九号及び第二二五三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年七月五日、十五日及び二十一日に行った決定等に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第二三三三号８（ｃ）、第二二九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）、第一九八九号１（ａ）、第二二五三号２（ａ）及び第二二五九号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十八年八月五日　外務大臣　岸田文雄

別表の３８９．、３９１．、５４５．、５４６．、５４７．及び６６０．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【アル・カーイダ／ＩＳＩＬ（ダーイシュ）と関係を有する個人】

389. 削除

391. ジャメル・ムストファ（別名：(a)カラド・ベルカサム、1979年12月31日に出生(b)モスタファ・ジャメル、1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生(c)モスタファ・ジャメル、1973年９月26日にアルジェリア、マフディアにて出生(d)ムスタファ・ジャメル、1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生(e)バルカサム・カラド、1973年８月26日にアルジェリア、アルジェにて出生(f)ベカサム・カラド、1973年８月26日にアルジェリア、アルジェにて出生(g)ベルカサム・カラド、1973年８月26日にアルジェリア、アルジェにて出生(h)ダメル・モスタファ、1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにて出生(i)ジャマル・モスタファ、1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生(j)ジャマル・モスタファ、1982年６月10日に出生(k)ジャメル・モスタファ、1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生(l)ジャメル・モスタファ、1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにて出生(m)フジャメル・ムスタファ、1973年９月28日にアルジェリア、ティアレットにて出生(n)ジャメル・ムスタファ、1979年12月31日に出生(o)アリ・バルカニ、1973年８月22日にモロッコにて出生(p)ジャメル・ムスタファ、1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生(q)ムスタファ）

DJAMEL MOUSTFA (a.k.a.: (a)Kalad Belkasam, born 31 Dec. 1979 (b)Mostafa Djamel, born 31 Dec. 1979 in Maskara, Algeria (c)Mostefa Djamel, born 26 Sep. 1973 in Mahdia, Algeria (d)Mustafa Djamel, born 31 Dec. 1979 in Mascara, Algeria (e)Balkasam Kalad, born 26 Aug. 1973 in Algiers, Algeria (f)Bekasam Kalad, born 26 Aug. 1973 in Algiers, Algeria (g)Belkasam Kalad, born 26 Aug. 1973 in Algiers, Algeria (h)Damel Mostafa, born 31 Dec. 1979 in Algiers, Algeria (i)Djamal Mostafa, born 31 Dec. 1979 in Maskara, Algeria (j)Djamal Mostafa, born 10 June 1982 (k)Djamel Mostafa, born 31 Dec. 1979 in Maskara, Algeria (l)Djamel Mostafa, born 31 Dec. 1979 in Algiers, Algeria (m)Fjamel Moustfa, born 28 Sep. 1973 in Tiaret, Algeria (n)Djamel Mustafa, born 31 Dec. 1979 (o)Ali Barkani, born 22 Aug. 1973 in Morocco (p)Djamel Mustafa, born 31 Dec. 1979 in Mascara, Algeria (q)Mustafa)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1973年９月28日

出生地：Tiaret, Algeria

国籍：アルジェリア

旅券番号：(a)デンマーク偽造運転免許証　no. 20645897、1973年８月22日にモロッコで出生したAli　Barkaniに対して発給(b)アルジェリア出生証明書、1973年９月25日にMehdia，Tiaret Province, Algeriaで出生したDjamel Mostefaについて発行

ＩＤ番号：不明

住所：アルジェリア

国連制裁委員会による指定日：2003年９月23日（2007年９月７日、2008年４月７日、2010年１月25日及び2011年５月16日に改訂）

その他情報：父の名前はDjelalli Moustfa。母の名前はKadeja Mansore。2007年９月、ドイツよりアルジェリアに強制送還された。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年10月19日に終了した。

545. フリッツ・マルティン・ゲロヴィッチ（別名：(a)ロベルト・コーナルス（1979年４月10日 Liege, Belgiumにおいて出生）(b)マルクス・ゲーベルト(c)マリク(d)ベンジル(e)ベントレー）

FRITZ MARTIN GELOWICZ (a.k.a.: (a)Robert Konars, born 10 Apr. 1979 in Liege, Belgium (b)Markus Gebert (c)Malik (d)Benzl (e)Bentley)

称号：不明

役職：不明